

山口県「忠孝節義」褒賞の特質と実態

——「明治五年・村役人層集中」説への疑問と批判——

北 川 健

山口県「忠孝節義」褒賞の「明治五年・村役人層集中」はオカシイ。常識的にも、歴史的にも、実証的にもオカシイ、という異議申立てがこの小稿である。

ここで云う「明治五年・村役人層集中」説とは、明治初期「忠孝節義」褒賞が山口県では「明治五年」に「村役人層」に集中して行なわれた、とする先学の所説である。

藤田省三氏がある『天皇制国家の支配原理』（未來社・一九六六）のなかで云い出し、加えて田村貞雄氏が『幕末郷土史研究法』（郷土の志士）朝倉書店・一九七〇）で云い重ねているところのものである。

藤田氏は村役人層が「6／8を占め」と云い、田村氏は「明治五年をピーク」に「戸長クラスを対象とした褒賞

山口県「忠孝節義」褒賞の特質と実態（北川）

政策」だと断じている。しかし、はたしてそうか。

一 「集中」説の魅力と疑問

云うまでもなく「村役人層集中」説は魅力的である。「山口県」という政治社会の政治的特性をキワだたせてアゲツラウ向きには、恰好の材料である。私ならずとも、ソトに田村貞雄氏が藤田氏の提説を「鋭い分析」だと評価、積極的に支持、復唱しているのも、それゆえにである。

しかし、それにしてもオカシイ。「忠孝節義」褒賞の対象が「殆んど……村役人層に限られ」、それが「6/8を占め」というようなことが、はたしてありうるだろうか。まずもって常識的にオカシイ。

早い話が、たとえて云えば学園紛争や工場争議に直面して企業や学校当局はどうするか。その收拾収攬を図るのもっぱら職制や学級委員層を表彰の対象にすえるだろうか。そんな方策や措置をとりもすればどうなるか。かえって衆人の神経をサカ撫で、逆効果を招くであろうとは誰しもが思うところである。

あるいはそれとも、当時山口県の維新権力は、そうした危惧懸念を持ち合せないほどに強大かつ愚鈍であったのだろうか。そして当時山口県人民もまた、それほどまでに卑弱愚盲であったのだろうか。仮りにもそうだとすれば、当時の「危機」情況など云うほうがオカシクなる。別に私は、当時の山口県の権力と人民が「賢明であった」と反証しようなどと云っているのではない。人民褒賞の内容如何は、とりもなおさず明治初期山口県の「危機」情況の認識と理解にかかわるからである。

一〇年前、まず山口県庁伝来の『府県史料』草稿本で検証を試みたが、ようやくこのほど内閣文庫本（正本）でコ

トの当否を確かめることができた。

二 下層「排除」への疑問

「村役人層集中」が疑問だと云うのは、歴史的に見て余りにもコペルニクスの転回にすぎるからである。「歴史的に……」とは、初期褒賞に先行する長州藩段階の伝統的な褒賞方式から見てのことである。

この歴史的視巾^①からすると、「村役人層集中」とはほかならぬ「下層」から「上層」への一八〇度の転替だからである。

と云うのは、そもそも長州藩の人民褒賞は、①「苗字帯刀」褒賞と②「孝人奇特人」褒賞の二本建て方式で起る。村役人層を主対象とした「勤功」（所勤功勞）褒賞が前者①であり、明治の「忠孝節義」褒賞に相当するのが後者②である。そして、この「孝人奇特人」褒賞は、少しでも調べてみれば分かるはずだが、その対象はと云えば、それこそ「ほとんど」が下層人民なのである。ここであらためてデータにしてみても、圧倒的に下層民なのである（表一参照）。

総じて「貧家に孝子出」のパターンである。思うに、社会底辺から褒賞対象⇨人格的範型を抽出範示することによってこそ、人民褒賞の社会的有効性は増すのである。

要するに「下層」褒賞、それが先行する「孝人奇特人」褒賞なのである。

とすれば「村役人層集中」とは、とりもなおさずこの伝統的な「下層」褒賞の排除、切り捨てにほかならない。人民褒賞方式の一大転換、伝統的「下層」褒賞の破棄ということになる。

表1 「孝人奇特人」褒賞の構成比（寛政4年）

| 田畑持高(石) | 件数 | 構成比(%) | 備 | 考 |
|---------|-----|--------|-----------------------------|---------------|
| 100~200 | 3 | 2.1 | 上 農 田畑2~3町以上 | 上 分 正月モチ2斗 |
| 50~99 | 1 | 0.7 | | |
| 40~49 | — | — | | |
| 35~39 | 3 | 2.1 | | |
| 30~34 | — | — | 中 農 田畑1~2町以下 田畑7~8反以上 | 中 分 正月モチ1斗 |
| 25~29 | 1 | 0.7 | | |
| 20~24 | 3 | 2.1 | | |
| 15~19 | 5 | 3.5 | | |
| 10~14 | 5 | 3.5 | | |
| 5~9 | 20 | 14.1 | 下 農 田畑4~5反以下 | 下 分 正月モチ3升 |
| 1~4 | 36 | 25.4 | | |
| 0.1~0.9 | 33 | 23.2 | | |
| 無 高 | 30 | 21.1 | | |
| 不 詳 | 2 | 1.4 | | |
| 計 | 142 | 100.0 | | |

(『松平義二郎領内周防長門孝人奇特人の覚』『上農中農下農判断書』『川西村注進案』から作成)

もちろん「維新」変革期のさなかである。伝統の破棄やコペルニクスの転回があらうと、一般論としてオカシクはない。だが問題はその内容である。「下層」人民をそもも一方的、アカラサマに排斥していく形での「道德的集中」があるだろうか。そのような転替がこの期に本来に要請され、可能とされたのだろうか。云われているように初期褒賞が「危機」対処策だとすれば、「危機」の構造との関連でこそ「村役人層集中」は究明されなければならない。

三 「集中」データへの疑問

「村役人層集中」説にとって致命的な疑問となるのは、何よりもそのデータの不可解さである。実証的にオカシイのである。

「村役人層集中」への疑問と同時にスグにも思い当たるのは、史料操作のミスではないかという懸念である。と云うのは長州藩の史料にあっては人民の肩書は一般に次のように記されているからである。

「船木才判際波村庄屋三隅祐左衛門存内畔頭佐伯政右衛門組百姓

常右衛門

ところが、この「存内」(管轄内の意)以下の肩書記載を、初見の研究者によってはスグにも扱いかねる向きもある。それに史料によっては「存内」以下の記述を一方的に省略してしまっている例もある。

ことに後者のような場合、「村役人層」の占める数値は異常に高くなる。たとえば小林茂氏の分析した『長藩奇兵隊名鑑』などは、その最たるケースである。同様の省略は両公伝編纂所の『忠正公伝』にも見出される^③。

そんなこともあって、藤田省三氏の「村役人層集中」のデータについても再検討する必要がある。と私は見た。さ
 いわい山口県には『府県史料』の草稿本が残存している。しかもそれには、被褒賞者の半数ほどに肩書の付箋がある。
 ところがどうだろう。付箋のいずれを見ていっても「村役人層」は一人たりとも見出せないのである。山口県庁本
 によって私が析出できた被褒賞の内訳は左表（表2・3）のとおりである。
 藤田氏の掲げるような褒賞対象が「殆んど……村役人層に限られ」「6/8を占め」というようなデータは、どこ
 からも出てこないのである。藤田氏はどのような計出方法をとったのだろうか。

表2・3 明治5年褒賞の内訳 { } = 本文 〓 = 先代

| | 褒賞の部 | 小 伝 |
|-----------|------|---------|
| 大庄屋加勢 | (1) | (1) |
| 戸 長 | | (1) |
| 副 戸 長 | | (1) |
| 畔 頭 | | (2)〓(1) |
| 証 人 百 姓 | | 〓(1) |
| 庄屋存内百姓(農) | 18 | 農 39 |
| 畔頭組 | | 商 6 |
| 年寄支配町人 | 6 | 工 1 |
| 士 族 | 3 | 雑 2 |
| | | 士 2 |
| 無 記 入 | 23 | — |
| 計 (件数) | 50 | 50 |

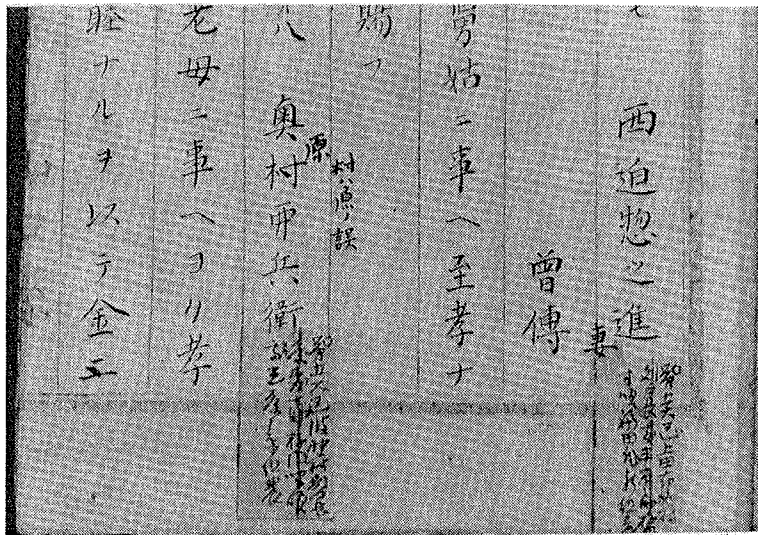
| | 富裕者と見られる件 | 貧困者と見られる件 | 不明 |
|---|-----------|-----------|----------|
| 農 | 4 | 22 | 15 |
| 工 | — | — | 1 |
| 商 | 1 | — | 4 |
| 雑 | — | 1 | 1 |
| 士 | — | — | 1 |
| 計 | 5 (10%) | 23 (46%) | 22 (44%) |

(『府県史料』から作成)

藤田氏が拠っているのは、内閣文庫本『府県史料』（正本）である。山口県庁本（草稿本）と内閣文庫本とはさ
 うも違うのか。

田村貞雄氏の解説（先掲『幕末郷土史研究法』）では、内
 閣文庫本によって褒賞政策の「全容」を「知ることがで
 きる」とあり、しかもその「サンプル」として村役人四
 名の事例が掲げられている。その上で、「一八七二年（明
 治五）に集中する戸長クラスに対する褒賞」とあるから、
 内閣文庫には「村役人層」を示す肩書がそれこそオビタ
 ダシク書きつらねてあるかのように思わせる。きっと内
 閣文庫本は山口県庁本と違って「村役人層」の析出を可
 能としてくれるはず——、私はそう思い込んでハルバル
 国立公文書館へと赴いた。

しかし、ところがである。ようやく国立公文書館で手
 にした内閣文庫本『府県史料』に目を通して、私は驚い
 た。そこには「村役人」とおぼしき記載や付箋は「いつ
 ④さいない」のである。そして、田村氏が掲げているよう



山口県庁本『府県史料』（部分）=草稿本には肩書の付箋はあっても
 役付の者は見当たらない。

な「サンプル」は、本文の記事中から役職なり役付を読み取ってのものなのである。しかも、本文記事中からそうした役付の読み取れるものも、明治五年次にしてわずか数件にしかすぎない。

いったい藤田氏はどこから「6/8」などという数字をハジキ出し、田村氏もまた何をもってそれを「鋭い分析」と肯定しているのだろうか。内閣文庫本を手にしたが、私はさらなるナゾに包まれるのであった。ヒヨットすると、私の手にする『府県史料』とは別に、何処ぞにでもさらに別本があるのではあるまいか、そんな思いにもかられるのであった。仮りに藤田氏が山口県庁本に拠ったとしても、その付箋から役付が分かるものではない。役付の肩書が見出せないのは、内閣文庫本も山口県庁本も同じである。

いずれにしても、『府県史料』から「村役人層」を全面的に析出することは到底不可能である。要するに、私の調べた限りでは、「村役人層集中」は虚像以上のものではない。

四 「危機」の構造と「集中」

初期褒賞が「危機」対処方策であったとすれば、その内容如何は「危機」の構造に由来する。では、その「危機」の構造から見て「村役人層集中」⇓下層「排除」の要請と可能性は出てくるのだろうか。

「沸騰する」一揆に表現されるように、明治初期の「危機」は封建的取奪体制からの解放、体制打破を求めての下からのエネルギーの表出であった。その主体こそは「下層農」「貧農」であり、攻撃対象は「村役人層」である。⑥「下層農」「貧農」を主体としたいわゆる「庄屋征伐」こそ、この期の農民斗争の顕著な特色をなす。村落次元で引き起こされているのは、村落秩序の破綻と分裂である。

してみれば、「下層」対策こそ実に「危機」対処なのである。とすれば、「危機」の主役⇓「下層」を度外視しての「村役人層集中」などという対処策があるだろうか。

明治二年の上関宰判での「苗字帯刀」褒賞を見るなら、本来は「村役人層」対象の表彰が「平百姓」層へ大巾に「下降して拡大」している（表4参照）。

また同じく上関宰判明治三年の平生暴動のあと地元村役人層は市建て費用を共同醸出することで、村内「親睦」「和合の基」を図ろうとしている。

村落次元での「集中」は中・下層に向けて行なわれているのである。

このような「危機」対応として、もともと「下層」対象であった「奇特」「忠孝」褒賞を「村役人層集中」⇓下層「排除」へとスイッチさせていく理由は、どこにあるだろうか。

藤田省三氏は、この点に疑問をおくことなく、山口県

山口県「忠孝節義」褒賞の特質と実態（北川）

表4 大島・上関・徳地・浜崎部の「百姓苗字帯刀」褒賞

| | 大 島 (明治2) | 上 関 (明治2) | 徳 地 (明治3~4) | 浜 崎 (明治2) |
|-------|--------------|--------------|----------------|--------------|
| 大 庄 屋 | 1 | 4 | 3 | — |
| 勤 場 庶 | 9 | 1 | 5 | 5 |
| 庄 合 屋 | 13 | 1 | 8 | 2 |
| 小 都 庄 | 2 | 2 | — | — |
| 給 庄 屋 | 13 | 1 | 3 | — |
| 年 寄 代 | 2 | 6 | 1 | — |
| 目 頭 姓 | — | — | 3 | — |
| 畔 頭 取 | 25 | 10 | 23 | 1 |
| 百 兵 頭 | 2 | 108 | 12 | 7 |
| 農 兵 頭 | 3 | 1 | — | — |
| そ の 他 | — | 1 | 2 | — |
| 計 | 70 | 135 | 60 | 15 |

(各部『百姓苗字帯刀御証換物控』から作成)

では指導者と一般成員とは「人間類型を異に」するものであったとキメつけることで片付けている。しかし「人間類型」までも両断隔別しての偏重と排除が、この期の「道徳的集中」として見合うだろうか。「危機」の構造Ⅱ階級的矛盾をキワだたせていくのではなく、逆に伝在する伝統的、道徳的指標と評価でもってカモフラージュしていくことのほうが「道徳的集中」の役割ではなかったのか。

田村貞雄氏は、「村役人集中」は村落支配体制の「再建」と「諸改革の受容基盤の造成」のためであったと説くが、それが同時に下層の「排除」になるという矛盾には気付いていない。

「危機」の状況と構造から見るかぎり、明治五年段階の「下層」切り捨てⅡ「村役人層集中」は、基本的に、政策的にそぐわない。

五 「道徳的集中」と階層性

「忠孝節義」褒賞が「村役人層集中」Ⅱ下層排除のものであったかどうか、それは当時の人民教化策のありようからも割り出すことができる。褒賞は人民教化の一環であり、これと表裏するはずである。

では、当時展開する人民教化策とはどのようなものであったか。それは「家族道徳」と「皇国」イデオロギーをかざしつつ、要は人民に政治的客体としての順従と日常的勤労への定着を要求するものであった。

「上は生きた御神様之天子様之御直之御政治に相成、下は御心入之御代官様之御世話被成候事故、あしきことのあるべき筈はなき故、能々相考へ、丸で打もたれ、御上を大切に、御沙汰を守り、……何事も御上任せにして、各家業に出精すること、第一の事に候」^⑧

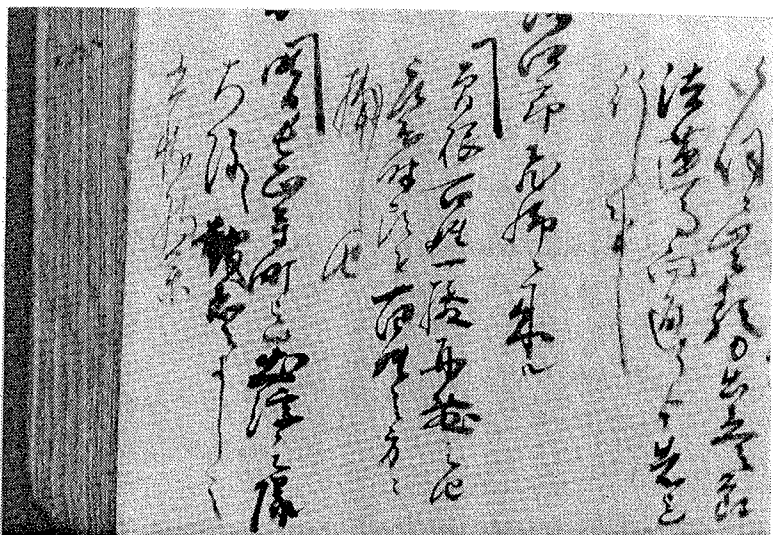
「いよいよ御上をち、母の如く仰き奉り、親に懇につかへ夫婦睦く兄弟中よく親類組相地下内などの交りに至るまで皆実意を尽し各怠らず農業家職をばげみ、何事も仰の旨を守りあつき御恵にむくひ奉るべし」^⑨

ここで注目すべきは、その村落次元での展開、受容のさせ方である。ここでは村民が「上」「中」「下」三等の階層に類分され、各階層別の生活姿勢とその順守が指示、強調されている。

「されば御沙汰の旨を奉し、……農業ハ励み日夜精力を尽し、兼ての頭立者より難渋者迄三等の品定の中合を屹と相守り……」^⑩

云うなれば階層「応分」、階層「安分」の生活態度が求められているのである。

こうした階層「相応」の生活論理の貫徹が人民教化キャンペーンであってみれば、生活の「範型」はそれこそ階層別に範示されなければ見合わない^⑪。とりわけ生活姿勢の維持困難な「下層」ほど、その範型の社会的顕示が求められ



『中野半左衛門日記』明治3年正月。「庄屋畔頭を百姓の方ニ捕」と見える（註⑦参照）。

よう。
 となると、「忠孝節義」褒賞での「下層」から「上層」への一辺倒化¹¹「村役人層集中」などといったことは、もはやありえない。と同時に「上層」相応の、かつての「勤功」褒賞にも相当する褒賞の展開を必要としてもくる。

六 体制「基盤」への拡大と集中

「村役人層集中」とともに疑問となるのは、「明治五年集中」である。藤田省三氏が、山口県の「忠孝節義」褒賞は他府県と異なって「明治五年に却て多く」と述べたことから、田村貞雄氏に及んで「明治五年ピーク」「明治五年集中」とされてきている。

表5 岩国藩(第2大区)の「孝子貞婦奇特人」褒賞

| 年次 | 件数 |
|------|----|
| 天寛 | 2 |
| 享文 | 1 |
| 天文 | 0 |
| 天弘 | 4 |
| 嘉安 | 3 |
| 万文 | 7 |
| 元慶 | 5 |
| 明治 | 7 |
| 1 | 1 |
| 2 | 3 |
| 3 | 1 |
| 4 | 5 |
| 5 | 7 |
| 6 | 4 |
| 7 | 6 |
| 8 | 1 |
| 年次不明 | 0 |
| | 2 |
| | 89 |

(「孝子貞婦其他奇特人付立」から作成)

表6 美祿宰判の「篤農孝貞義婦」褒賞

| | 明治2 | 明治3 |
|----|------|-----|
| 庄屋 | 1 | — |
| 畔頭 | 1 | — |
| 百姓 | 18+n | — |
| 士族 | 4 | 1 |
| 卒族 | 8 | 5 |
| 医者 | 1 | 1 |

(「忠正公伝」から作成)

そして、この「明治五年集中」の意味を、藤田氏は「啓蒙運動の中」でと位置づけ、田村氏は「地租改正とも深く関連する」と把えている。

しかし「明治五年集中」は他府県との比較では云えても、山口県自体の歴史の上では何も明治五年に「却て多く」なっているわけではない。明治二―三年の「忠孝・奇特」類の褒賞状況から見ると(表5・6参照)、必ずしも「明治五年集中」とか「明治五年ピーク」などと言うのは当たらない。「啓蒙運動の中」でというのも意味不明。「明治五年に集中する戸長クラスに対する褒賞政策の意義」というのも、『府県史料』によるかぎり二重の虚構にすぎない。

もちろん、改革「基盤造成」のための戸長クラス層の把握がなされてなかったと云うのではない。戸籍編成事業の終了に伴う区戸長層への「賞与下賜」(明治五―六年・一八〇余件)などこそ、その措置であろう。もっともそれは「忠孝節義」褒賞と云うよりは、「免職」に伴う特別給与(〇〇カ月分月俸)・慰労金(「酒肴料」)である。

では地租改正¹²「体制化」との関連はどうか。山口県の地租改正の早期実施それ自体が「上層農民の体制化」「県当局と上層農民の愈着」だとする田村氏の見解はそれとしても、この「体制化」と褒賞はどう「関連」するのか。田村氏は、この「体制化」と「受容基盤の造成」としての褒賞展開を「村役人層集中」の「一八七二年(明治五)以後」のこととして見ているわけである。

しかし、『府県(山口県)史料』『忠孝節義』褒賞の全容からすれば、明治六年を画期に山口県の褒賞の大きくサマ変りしていることこそ注目すべきであろう(表7・8参照)。ここでは、例の「父母孝養」「家職精励」など家庭内道徳を主題とした「忠孝」部門の比重が大きく後退。代わって「学校建設」「道路敷設」「灌漑開拓」など公共的「功献」を事績とした部門が「大々的に」拡大展開していつている。この「道徳」から「寄付」「献金」への転向こそ、明治

六年「地租改正」成就を境としての体制「基盤」の現出である。

明治六年からの褒賞対象の顔触れを見れば瞭然。たとえば矢田部辰五郎、堀英之助、上田少蔵、林秀一、万代利兵衛、菊屋孫太郎、藤田与次、横山幾太、三分一健作、片山文治、椿才文太、糸賀外衛、勝間田稔、松田敏樹、坂本協、石川良平、白石正一郎、佐々木男也、笠井順八、大津唯雪、宍戸親基、毛利親詮、浦親教などなど、区戸長層をはじめ当時山口県の政財官界の名前が居並ぶ。体制「基盤」の横断的な顔々である。

かくて「忠孝節義」褒賞の「村役人層集中」を云うのなら、「明治五年集中」ではなく、この明治六年からの有力指導者層への拡大、集中という新たな展開こそ目をすえ、これをクローズアップし画期とすべきである。この明治六年からの「拡大・集中」に焦点をおいてこそ、「地租改正」成就Ⅱ「体制」成立のもつ意味の大きさをはじめて褒賞政策との「関連」で認識できるというものである。

七 「皇国」イデオロギーの突出

これで「忠孝節義」褒賞の「明治五年・村役人層集中」説は中味のないものとなった。

①データの再確認を欠いたこと。

②歴史的前段階である長州藩の伝統的褒賞方式からの視中を欠いたこと。

③歴史的事後段階である明治六年以降の褒賞展開全体への視野を欠いたこと。

①もさることながら②③を欠いたことによって、データの異様さを異様と気付くことなく、逆にこれを山口県の「特異性」だとして、はては「人間類型を異に」するとまで虚大化していったところに、先学の失態はある。

表7 内容別褒賞人員の推移 ()内%

| | 明治5 | 明治6 | 明治7 | 明治8 | 明治9 |
|--------|---------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 養 勲 | 44 (77.2) | 7 (4.3) | 6 (17.1) | 2 (1.0) | 5 (1.1) |
| 救 命 | | | 4 (11.4) | 1 (0.5) | |
| 救 難 | | 4 (2.5) | 11 (31.4) | 1 (0.5) | |
| 救 貧 | 11 (19.3) | 15 (26.3) | 2 (5.7) | 4 (2.0) | |
| 勤 民 | 1 (1.8) | 17 (10.5) | 1 (2.9) | 1 (0.5) | 1 (0.2) |
| 功 說 | | 119 (73.5) | 11 (31.4) | 145 (72.1) | 399 (91.1) |
| 勞 論 | | | | 47 (23.5) | 33 (7.5) |
| 拓 設 | 1 (1.8) | | | 1 (0.5) | |
| 計 (人数) | 57 (100.0) | 162 (100.0) | 35 (100.0) | 201 (100.0) | 438 (100.0) |

〔府県史料〕褒賞の部から作成

表8 「忠孝節義小伝」記載褒賞人員の推移

| | 明治5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|-----|-----|----|---|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 孝 救 | 44 | 6 | 3 | 6 | 5 | 2 | 5 | 2 | 3 | 5 | 1 | | 5 |
| 奉 救 | 11 | 14 | 1 | 4 | | | | | 1 | | | | |
| 捕 勤 | 3 | | | 1 | | | | | | | | | |
| 勲 說 | 1 | 14 | | | | | | | | | | | |
| 土 尊 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | |
| 計 | 61 | 34 | 8 | 12 | 5 | 3 | 5 | 2 | 4 | 5 | 1 | 0 | 5 |

〔府県史料〕忠孝節義小伝から作成

かくて山口県の初期褒賞の特質として云えるのは、「国家観念の強調」の一条である。もつともこれまた藤田・田村両氏のように「国家観念を示す文言が殆んど一致して必ず見出される」と云うのも事実には反する。せいぜい散見できる程度のものである。それにしても「皇国」イデオロギーの掲揚ではある。山口県では、すでに幕末段階から「皇国」イデオロギーによる動員と結集、イデオロギー的集中を経ている。褒賞にあってもその村落底辺までの貫通は維新権力のフランチャイズ山口県にふさわしい。それこそ山口県初期褒賞の特徴ということになる。

〔付記〕なお、蛇足ではあるが、この「皇国」イデオロギーによる突出と集中が、その後地域山口県の精神風土をどう特質づけ、どう特異化していくものであったか、これまた地域史研究にとって究明課題である。

ちなみに今日にあっても地域山口県民の意識傾向として、その特性は確認されている（表9参照）。こうした地域山口県民の意識構造と意識偏差の歴史的究明こそ俟たれるものである。私ども地域史研究にとっての使命と課題は尽きない。

註① この歴史的段階からの視点を藤田・田村両氏とも欠いている。もっぱら他府県との比較で「集中」を強調しており、

果である（一九八一年八月）。

地域自体の歴史の展開としての把握はない。

⑤ 例の脱隊反乱（明治二三年）の背景にも土地革命への期待が立ちのぼっている。「隊の世になりたらバ田畠八作

② 小林茂「奇兵隊の構成―長藩奇兵隊名鑑」の分析（『郷土』一一二号・一九六六）

り取りにもなり……」（金津家文書）などと取沙汰されている。

井上勝生「討幕派軍隊の兵士と農民」（『日本史研究』一四四号・一九七二）

また、年貢軽減を求めて他県への流出も生起しており（『学園杉先生伝』、封建的収奪体制からの解放こそ農民動向の「危機」の根底にある。「石懸り物減ズル事第一ナリ」、い

④ 念のため文書照会もした。その国立公文書館係員による点検でも「肩書等の記載はいつさいありません」という結

みじくも中央政府で井上馨がそう断言している（『世外井上公伝』）。

表9 山口県民の意謝傾向の特異性

（1978年NHK全国県民意識調査から）

| 全国順位 | 回 答 内 容 | % |
|------|--|------|
| 第1位 | 多少自分の考えに合わない点があってもみんなの意見に合わせたいと思う。 | 82.4 |
| 〃 | 人間にはそれぞれ分に応じた生活があるのだから、あまり不満を持つべきではないと思う。 | 80.9 |
| 〃 | 天皇は尊敬すべき存在だと思う。 | 70.8 |
| 〃 | 公共の利益のためには、個人の権利が多少制限されてもやむをえないと思う。 | 66.5 |
| 〃 | 税金があがっても、社会福祉をもっと充実してほしいと思う。 | 61.7 |
| 第2位 | 世の中が変わっても農業は国の基本だと思う。 | 86.7 |
| 〃 | 国や役所のやることには従っておいたほうがよいと思う。 | 58.3 |
| 第3位 | 家庭生活ではひとりひとりが好きなことをして過ごすよりも家族の団らんを大切にしたいと思う。 | 93.7 |
| 〃 | 今の世の中では、自分のことばかり考えて、ほかの人のことには無関心の人が多いと思う。 | 83.5 |
| 〃 | ふだんの生活はできるだけ切りつめてお金や財産を残したい。 | 57.0 |
| 〃 | 今の世の中では、義理人情がすたれて暮らしにくくなったと思う。 | 53.2 |
| 〃 | 子どもの教育には生活をきりつめても金をかけるべきだと思う。 | 53.1 |
| 第4位 | 山口県というところが好きである。 | 90.4 |
| 〃 | 今住んでいる所は、住みよい所だと思っている。 | 88.8 |
| 〃 | 昔からあるしきたりは尊重すべきだと思う。 | 68.4 |
| 〃 | 今の世の中では、実力があっても学歴がなければなかなか認めてくれない。 | 68.2 |
| 〃 | 下水道、ゴミ処理などの環境衛生はよい。 | 68.2 |
| 〃 | 年上の人の云うことには自分をおさえても従うほうがよいと思う。 | 47.1 |
| 〃 | 男と女では、全体として能力に差があると思う。 | 46.9 |
| 〃 | レジャー、娯楽施設はととのっている。 | 26.5 |
| 〃 | 働くということのはつらいことだと思う。 | 21.4 |

（NHK世論調査所編『日本人の県民性』から作成）

- ⑥ 三宅紹宣「明治初期山口藩における農民斗争と民政」『史学研究五十周年記念論叢』一九八〇・福武書店
- ⑦ 『中野半左衛門日記』明治三年正月の条でも見るとよい。「庄屋中不残さしかえ」（大田一揆）、「庄屋こわし」（熊毛一揆）、「庄屋畔頭を百姓の方ニ捕」（菅根一揆）などと通報されている。

明治四年九月清末一揆でも「戸長・副戸長等より……征伐せよ」と叫ばれている（『豊東村史』）。

- ⑧ 中村卯四郎『字圃杉先生伝』（一九三五・松陰研究会）
- ⑨ 『教諭書』（原田家文書）
- ⑩ 褒賞に階層性はつきまといっている。藩政期にあっても「小農へ中農の御称美、又中農へ上農の御賞美も難被仰付候、其上上農の者も御賞美方至御六ヶ敷、往々煩敷御事奉存候事」（『上農中農下農判断書』）とある。なんとなれば「一統百姓の名目にてても、持録多少と古き家筋ニ因て自然と上中下の品相立居候」からだという。
- ⑪ 『孝義褒賞』明治四一八（山口県庁文書）
- ⑫ 山口県初期褒賞の「特徴」として、藤田省三氏は次の三点をあげている。

- (1) 山口県褒賞は他府県と異なって明治五年に「却て多く」、「啓蒙運動の中」で行なわれていること。
- (2) 褒賞対象が「殆んど……村役人層に限られている」こと。
- (3) 褒賞事由に「国家観念」を強調する文辞が「必ず見出される」こと。